

「下関都市計画公園の見直し基本方針（案）」に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施

令和4年1月19日(水曜日)から令和4年2月18日(金曜日)まで

2. 意見

意見応募者 3人

意見件数 6件

※意見提出の定めに違反して提出された意見および、内容が実施対象の内容に合致しない意見は結果から除外しております。

3. 意見の要旨と市の考え方等

番号	項目	意見の要旨	市の考え方又は対応
1	全体	<p>時代に即した公園、使用目的に応じた公園改築、市民要望（希望）にあった公園をつくり、運営していかなければならないと思います。</p> <p>市内の公園は数多くあり、市民一人当たりの面積も非常に優秀であるとのデータもありますが、人口減少や地域環境の変化、社会情勢の変化に対応できていない状況もみえます。地域にある公園は、防災的な意味合いもありますが、日々便利に快適に使用・利用してリラックス・コミュニケーションの場であるべきですが、地域の要望にそぐわない、使い勝手が悪い公園が多く、利用者が少ない現状です。自治会や教育関係者との協議を重ねて本当に『よい公園』を継続して作ってほしいと考えます。</p> <p>またそのような形で再構築できた公園は市報やHP等で紹介し他の公園の気運を上げるようにすることで相乗効果も期待できると思います。また現在の愛護会を 発展させて地域ごと、自治会ごとの管理・運営をすることでよりよい公園に変化していくものだと思います。</p> <p>社会情勢の変化でSDGSが叫ばれていますが、公園は公共財産であり、市民皆が平等に公平に使用できなければ共生はできません。健常者も障害者も高齢者も若年者も平等に使用できるような公園づくりが必要です。設置してあるトイレ、園内の段差安全でない遊器具、防犯上問題のある植物などをインクルーシブな考察の元、撤去・更新を望みます。</p>	<p>本方針は、都市計画決定から30年以上経過した都市計画公園を対象とした見直し方針となっております。対象公園は、都市計画決定した範囲まで整備が行われていない、あるいは計画決定区域の全域が整備されていない（使用できない）公園が対象となっております。</p> <p>既存公園については、地域の利用者のご意見をいただきながら、時代の変化やニーズ、生活様式に合わせるよう努めてまいります。</p>
2	1	<p>第一章基本方針策定の背景と目的について</p> <p>提起されている案は、「既存計画」の手直しに軌道が敷かれているように見える。既存計画の前提が崩れており、長期に実施できなかったのだから、行き詰まっている計画は、基本的に取りやめにしたらい。</p> <p>背景で表明されてるように、人口が減り・予算が減り・高齢者の絶対数も割合も大きくなっている中で、30年前とは市民生活の実情が大きく変化していることを踏まえ、現実の必要に応える計画を立てるといふ、基本的な考えを明確にした方が良くはないか。</p> <p>限られた資源を、新たな必要に対応する計画に投入する方向を、基本にした方が良くはないか。</p>	
3	3	<p>3都市公園の分類に関わって</p> <p>基本方向と関わって、住区基幹公園・それも地区公園【徒歩圏内に居住する者の利用に供する】が、住民にとって利用度の高いものになっていくことについて。</p> <p>居住地の中に安全・安心な公園があると、高齢者は散歩に行けるし、休憩もでき、子どもたちの遊び場にもなるでしょう。そのための整備や人員の保障に予算を回してほしいです。</p>	
4	30	<p>南海トラフ地震を想定した、津波対策（避難地を含む）としての位置付けも検討要素とすべきでは？</p>	<p>都市公園とは、地球温暖化の緩和や震災時の避難地のみならず、レクリエーション活動の拠点、地域間の交流・連携の拠点等の様々な役割を担っています。</p> <p>この度の方針は、都市計画決定から30年経過した公園の計画見直しを行う方針であり、見直しにあたっては、避難地としての評価も加味しており検討要素に含まれております。</p>
5	32	<p>他事業（例えば港湾緑地）との連携を図り、市街地における総合的公園整備の視点も必要である。</p>	<p>都市公園とは、地球温暖化の緩和や震災時の避難地のみならず、レクリエーション活動の拠点、地域間の交流・連携の拠点等の様々な役割を担っています。</p> <p>この度の方針は、都市計画決定から30年経過した公園の計画見直しを行う方針であり、見直しにあたっては、緑地や河川公園など都市公園以外の公共空地等の配置も加味して評価を行い、適正な配置計画に努めてまいります。</p>
6	32	<p>現在増加しつつある空地を活用した公園整備も将来的なプランとして取り入れて見ることを提案したい。（当然私有地の寄付が前提になると考える。）</p>	<p>本方針は、都市計画決定から30年以上経過した都市計画公園を対象とした見直し方針となっております。対象公園は、都市計画決定した範囲まで整備が行われていない、あるいは計画決定区域の全域が整備されていない（使用できない）公園が対象となっております。</p> <p>現在本市では、新たに公園を整備する予定はありませんが、増加しつつある空地の利用につきましては、適切に今後検討してまいります。</p>